

## 浮島 1 期埋立地暫定土地利用事務取扱要綱

(平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 2 2 川企臨第 1 2 7 号)

(趣旨)

第 1 条 浮島 1 期埋立地について、本格的土地利用が行われるまでの間、浮島 1 期埋立地暫定土地利用基本方針に基づき、民間による有効活用を図る際の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第 2 条 貸付対象の土地は、別紙図面に示す A 地区及び B 地区とする。

(適用除外)

第 3 条 土地利用方法に関し、具体的な土地の活用が決定しているものについては、第 5 条から第 8 条までの規定は、適用しない。

(貸付の相手方)

第 4 条 貸付の相手方は、個人又は法人とする。

(用途の指定)

第 5 条 土地の用途は、不特定多数の人の出入りがなく、かつ建築物の建築を主目的としない駐車場や資材置場（土砂及び産業廃棄物等の置場を除く）に限るものとする。

ただし、浮島 1 期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会において、特に必要と認める場合はこの限りではない。

(公募による貸付)

第6条 土地の貸付を受けようとする者の募集は、原則として公募によるものとし、企画提案方式により選定を行う。

2 公募は原則年度内に1回行い、浮島1期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会において土地利用者の選定を行う。

3 公募に係る実施要領は、公募の都度、別途定める。

4 土地利用者への貸付期間は原則として1年とし、原則として1年単位で4回を限度として更新することができる。ただし、貸付対象土地を公用又は公共用に供する必要が生じた場合は、この限りではない。

(貸付の更新)

第7条 前条第4項の規定による更新は、貸付期間満了前100日までに、貸付の相手方から書面により申請を受けた場合に行うことができる。

(随時貸付)

第8条 第6条により土地利用者が決定しなかった場合及びその回の公募の対象としなかった第2条の土地については、次回公募による貸付が開始するまでの間、随時、貸付を行うことができる。

2 貸付を受けようとする者の募集については、申請者が希望する利用開始の60日前から14日前までの間、先着順で受付を行うものとし、同一日に希望借受期間が重複する応募が複数あった場合は、申請者の借受資格の審査後、有資格者のうち、本市にとって最も有利な貸付条件となる利用計画を提示したものを土地利用者として決定するものとする。

3 第1項の貸付手続きは、川崎市財産規則第27条の2から第37条の規定

によるものとする。

- 4 第1項による貸付期間は、次回公募による貸付が開始するまでの間の原則1月単位の期間とし、特に市長が必要と認める場合を除き、更新をすることができない。

(貸付料)

第9条 土地の貸付料は、貸付料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）又は当該区画に係る川崎市不動産評価委員会の承認を得た額を最低価額とし、申込者から金額の提案を受けて決定する。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

# 別紙図面

(第2条関係)

